

旅券手数料の改定について（7月1日申請分から）

2026年6月5日
在ポーランド日本国大使館

- 5月22日、改正旅券法施行令が公布されました。同政令は、5月7日に公布された改正旅券法に基づき、旅券の手数料額を定めるものです。旅券の新しい手数料額は、当館へ申請する場合、当地時間令和8年7月1日午前0時以降の申請分から適用されます。
- 旅券の手数料額は、オンライン申請の場合、18歳以上向けの有効期間が10年の旅券は現行の15,900円から8,900円に、18歳未満向けの有効期間が5年の旅券は、現行の12歳以上が10,900円、12歳未満が5,900円から4,400円に、それぞれ引き下げられます。詳細は次の外務省ホームページに掲載しています。当館へ申請した際の手数料額（現地通貨等）については、7月1日以降に、当館ホームページに掲載される予定ですので、ご確認ください。

○外務省 HP

（リンク先：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/pagew_000001_02493.html）

- なお、今回の手数料の改定に伴い、本年7月1日以降に申請する方が大幅に増加し、旅券の交付までに通常よりも時間を要する可能性があります。近く旅券の更新等を予定されている方は、十分に時間的余裕をもって申請してください。
- また、外務省では、今回の旅券手数料の改定についての問合せに応じるため、8月31日まで、一般向けの電話相窓口、「パスポート相談特設ダイヤル」を設置の上、手数料の改定や旅券の作成状況に関する問合せに対応します。

【パスポート相談特設ダイヤル】

+81-50-1726-1824（発信者の電話料金プランによっては通話料が発生します。）

受付時間：月曜日～金曜日 09時00分～17時00分（日本時間）

※ 土曜日・日曜日・祝祭日及び時間外は音声ガイダンスのみのご案内となります。